

享年56歳で人生の幕を閉じた米アップルのスティーブ・ジョブズ氏。類い稀なる足跡を残した中で数多くの名言も生まれました。「あなたの時間は限られている。だから他人の人生を生きたりして無駄に過ごしてはいけない」。自分の本来あるべき姿を見つめ直しながら、良いお年をお迎えください。

今月も不況期の経営について考えてみたいと思います。特に経営者が陥る落とし穴について考察します。まず、好景気時の経営と不況期の経営について考えます。

好景気時の経営について、経営者の努力は「売る」「作る」「人」について苦労を惜しむなということでした。

すなわち 「いかに売るか」

「いかに商品を効率的に作るか」

「人を集めて、いかに育成するか。また定着させて戦力にするか」

でした。

ところが、今は、同じようにやると、確実に「利益が減る」時代になったのです。ですから、今は、売上を伸ばすのが経営目的ではなく、利益をいかに出すか(増やすか)が目的になります。すなわち、「利益は顧客の支持率」ということになります。そこで、経営者が陥る落とし穴について考えます。

売ることばかり考えて陥る落とし穴

- 資金繰りがかえって苦しくなる(売上増加に伴う運転資金の資金繰り)
- 回収条件が悪化する(むりやり押し込んだ結果)
- 不良債権の増加(先方の状況もつかまないで、押し込む)
- 売価低下(売上増のため売価を下げる)
- 返品値引きの増大
- 納期、取引条件の悪化
- 営業人員拡大に伴う営業経費の増加
- 残業、交通費、車両費等の営業費の増大
- 物流経費の増大



つくることばかり考えて陥る落とし穴

- 設備、投資増加
- 優秀な人材、働く人材をほしがる
- 技術力不足を嘆く
- 人件費増大
- ロス率増大
- 在庫の増大
- 返品増大(不良在庫の増大)
- 計画性のない生産



人が増えて陥る落とし穴

- 無駄な仕事の増大(人間は自分の仕事を作る天才)
- 人件費の増大
- 平均年齢のアップ=生産性はアップしない
- 経費の増大
- 経営者の心理(人が多くいれば安心、誰かがやってくれる)

いかがですか。落とし穴に落ちている方はいませんか。上記の落とし穴について、吟味してみてください。次回は、これらの落とし穴をいかに解決していくかについての「経営者の決断」について考察します。

五十嵐

平成23年分 年末調整の改正点のお知らせ

※平成23年の年末調整は、平成22年の年末調整と比べて以下の点が変更しております。

子ども手当の支給により年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止され、公立高校授業料無償化により年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止され、控除額は38万円となりました。これに伴い、特定扶養親族の範囲は年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。

また、同居特別障害者に対する障害者控除の加算制度が改められました。

控除対象配偶者・扶養親族が同居特別障害者である場合、配偶者控除または扶養控除の額に35万円加算していましたが、扶養控除が廃止されましたので障害者控除の額を一人につき75万円とする制度に改められました。

給与所得者が住宅取得に対して、使用者より住宅資金の貸付けを受けた場合、利息の特例がありました。が、平成23年1月1日以降の新規貸付からは、その特例が廃止されました。

※生命保険料の契約はH23年中に！（介護医療保険の契約はH24年以降に）

➡ 平成24年（来年）の年末調整から変更になります。

所得税の計算において、一定の要件を満たした保険契約等により保険料を支払われた場合には、年末調整や確定申告で「生命保険料控除】を受けられていると思います。

平成22年度の税制改正ではこの生命保険料控除が改正され、平成24年分以後の所得税から適用される事となりました。

具体的には、

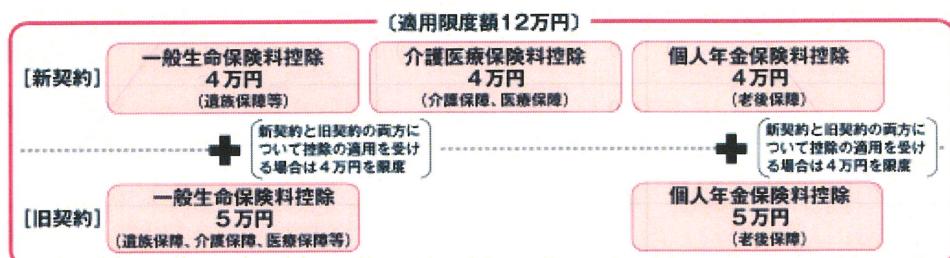
①平成23年末までに契約（又は変更）をしたもの

従来通りの控除が受けられます。（一般保険と個人年金保険の各5万円、合計10万円限度）

②平成24年以降に契約（又は変更）をしたもの

・介護医療保険料控除が追加されました。

・それぞれの限度額が4万円になりました。（全体で12万円が控除限度額）



→その為、生命保険料控除と個人年金保険料で控除を受けられる方は、平成23年中に契約された方が有利な場合があります。

（既に、控除限度額に達している方は追加契約をされても控除額は変わりません。）

（※注）介護医療保険を検討されている方は、平成24年以降の契約でなければ、控除対象にはなりません。

これから契約をされる方は、契約時期を含めて御検討されてはいかがでしょうか。



社労士がズバッ！職場のQ&A

【雇用契約書について教えてください】

Q

: Web制作会社を経営しています。創業以来、親しい仕事仲間どうしの3名体制でしたが、この度、新しく正社員を採用することになりました。今まででは給与や勤務時間は口頭で相談して決めてきましたが、新入社員についてはしっかりと雇用契約書を作成したいと考えています。そこで契約書に記載すべき内容や作成時の注意点などを教えてください。



A

: 人を雇う際、雇用契約書の作成義務があるようと思われますが、実はこの義務はありません。労働基準法に定められているのは、労働者に対し労働条件を明示する義務についてです。この労働条件の明示には、書面明示が条件のものとそうでないものがあり、書面明示が必要な項目を労使双方の署名捺印が必要な「雇用契約書」で明示するのは良い方法です。書面明示が義務付けられている項目には、契約期間、就業場所、従事する業務、始業・就業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、賃金の決定や支払いに関する事項などがあります。使用者側が社会人としての「常識」と判断して記載を省略したために採用後トラブルになるケースは珍しくありません。できる限り詳細に記載した原本を2通作成し双方捺印の上、各々が1通ずつ保管しましょう。

知っとこ！「税務のマメ知識」

【「脂肪税」でバターが約25円も値上がり】

デンマークではここ数年、経済協力開発機構（O E C D）加盟国の平均寿命78歳を下回っています。そこで政府は10月から「飽和脂肪酸」が一定以上含まれる食品に課税する「脂肪税」を導入しました。飽和脂肪酸はバターなどの動物性脂肪に多く含まれ、摂りすぎると悪玉コレステロールが増加し、ガンや心臓疾患を引き起こす原因になるといわれています。そのため課税することで、これらの消費を減らして国民の健康を改善し平均寿命を伸ばしたいという考えのようです。課税の対象となるのは、2.3%以上の飽和脂肪を含むバター、チーズ、肉、加工食品などで、飽和脂肪1キロあたり16クローネの税金がかかります。

1クローネを約14円弱で計算すると日本円で約220円になります。ハンバーガーでは1個約10円、バターでは約25円の値上がりになります。今回の課税により約300億円の税収が見込まれ、バターの消費量は約15%減少すると試算されています。このような国民が納得しやすい「健康増進」という目的での増税は他でもあり、スナック菓子や清涼飲料水など塩分や糖分の高い特定の食品に対して課税をしている国もあります。日本においては度々たばこの増税論議がされますが、今後は脂肪税のような新たな課税制度が出てくるかもしれないですね。





P.F. ドラッカーに見る成功のキーワード

成功のキーワード：【イノベーションのための4原則】

マネジメントの課題を「組織に成果をあげさせるもの」と定義したドラッカーは、企業の使命や成果についても言及しています。

企業の使命については、価値観や行動基準とともに「明確」にすること。

そして企業の成果とは「顧客の創造である」と述べています。

企業にとってのマネジメントとは「特定の使命に従って企業に顧客を創造させるもの」といえるでしょう。

ドラッカーが「企業が顧客創造のために必要な機能は2つしかない」と断言するのは、

マーケティングとイノベーションです。今回は、中でもイノベーションについて考えてみましょう。

ドラッカーは、イノベーションを「最終的に社会に良い影響を与える改善・革新」としています。

業績を上げることと同じく、イノベーションを起こすことが企業が繁栄し社会が発展していくためには必要です。現状維持の発想ではなく、「あるべき姿」を描き目的意識をもって取り組みましょう。

社会の変化に注目し認識を変える目をもつことがイノベーションの第一歩です。

では最後に、行動に移す際に大切な4つの原則を紹介します。



1. トップをねらう
2. 徹底的な分析（観察眼と目的意識が重要）
3. 便利で簡単なものをを目指す
4. まずは小規模からスタートする

参考：「マネジメント」「イノベーションと企業家精神」、すべてダイヤモンド社。 貴社の成功を

【今月の教えてキーワード：デマンドレスポンス】

デマンドレスポンス（需要応答）とは、電力系統の需要に応じて顧客が電力の消費を低減したり、余剰電力を他の需要に供給したりすること、その仕組みを指す。昼のピーク時に料金を引き上げ、需要が減る夜間に料金を引き下げて需要を調整する手法などがある。今後は、ITによって高度化された電力網（スマートグリッド）の普及により、より柔軟で低コストのデマンドレスポンスによる電力需給調整に移行していくと予想される。

一倉定の経営心得

事業活動の本質

1-2 変化への対応

事業経営とは、変転する市場と顧客の要求を見極め、これに合わせてわが社をつくりかえることである。

日本経営合理化協会出版局「一倉定の経営心得」より

(有)五十嵐会計事務所

〒992-0012 山形県米沢市金池3-2-40

電話：0238-22-2776

FAX：0238-22-2779

HP：<http://e-iao.co.jp/>

Mail：cpta-iga@jan.ne.jp